

再生可能エネルギーの 固定価格買取制度について

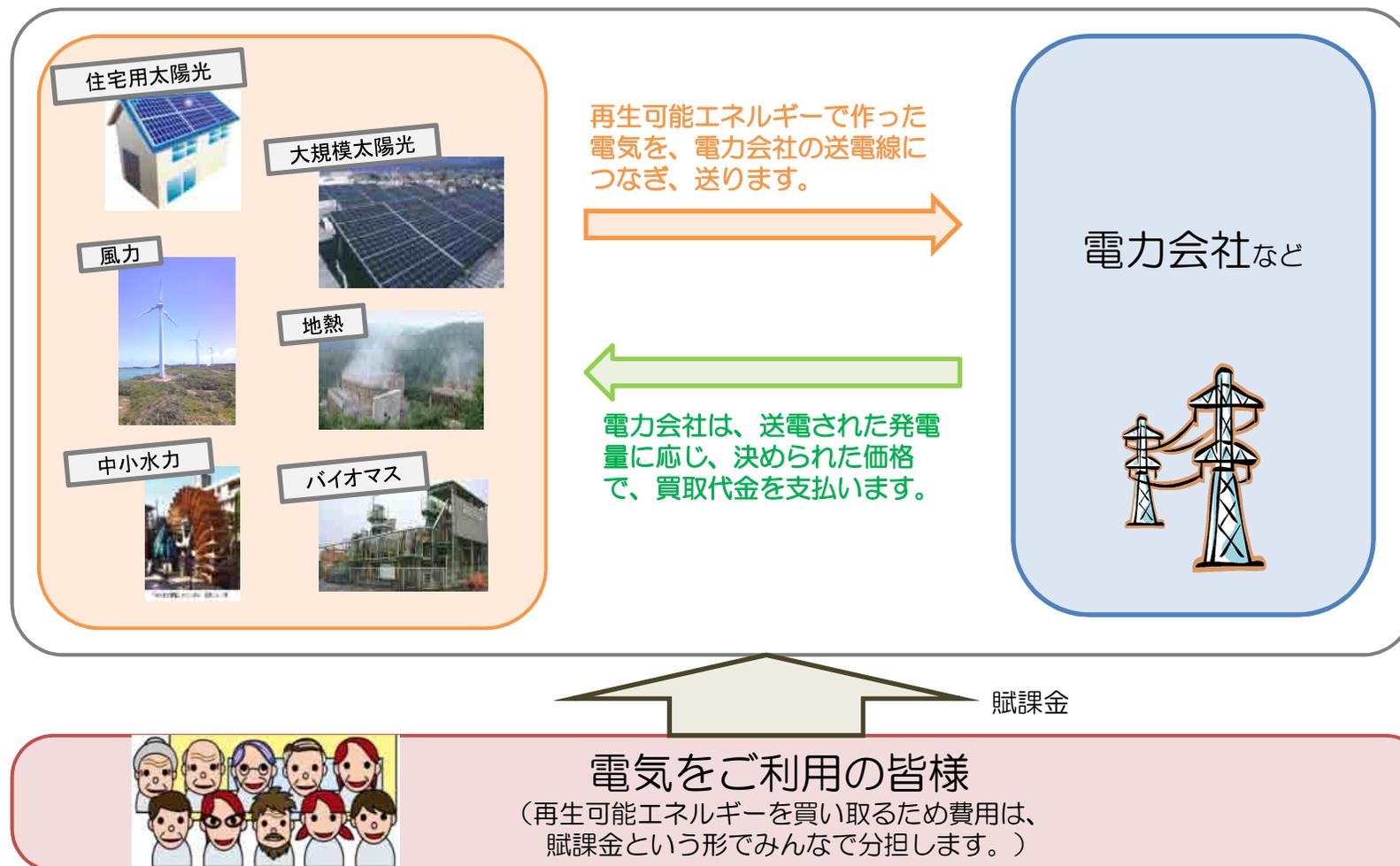
～2012年7月1日 スタート！～



2011年10月
資源エネルギー庁

再生可能エネルギー買取制度の概要について

- 本制度は、電気の利用者皆様のお力を借りて、みんなで日本の再生可能エネルギーを育てる制度です。
- 太陽光、風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で、買い取るよう義務づけます。これにより、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていきます。
- 再生可能エネルギーを買い取る費用は、全国一律になるよう賦課金という形で、使用量に応じて電気をご利用の皆様にご負担いただくこととなります。



太陽光パネルを設置したご家庭の場合(例示)

- 4kWの太陽光発電(現状約200万円程度)を設置した標準的なご家庭の場合、太陽光パネルが作った電気をご自身のご家庭で利用することで、月々の電気料金は約7000円から約3660円程度に下がります。
- 加えて、発電した電気の余り(余剰分)を売ること、9000円程度の売電収入がえられます。



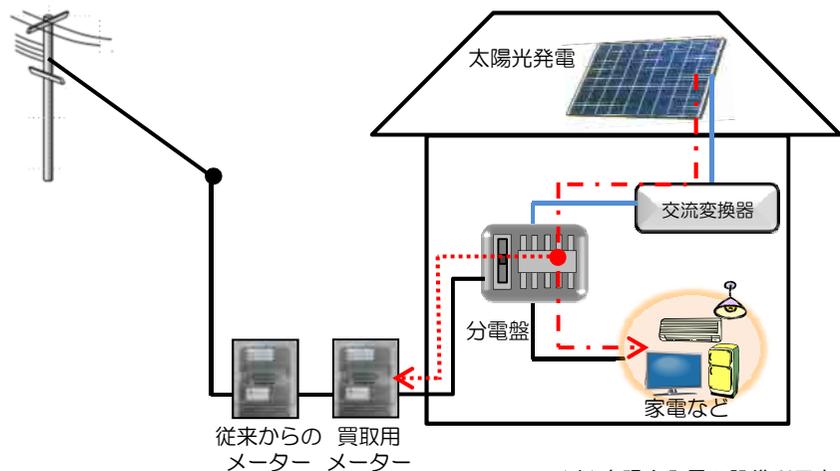
電気の使用量：300kWh
電気料金：7,000円

電気の使用量：157kWh
電気料金：3,660円
(うち賦課金：80円)
売電収入：9,000円

自前で発電して電気をまかなっている分、電気使用量・電気代が減ります。

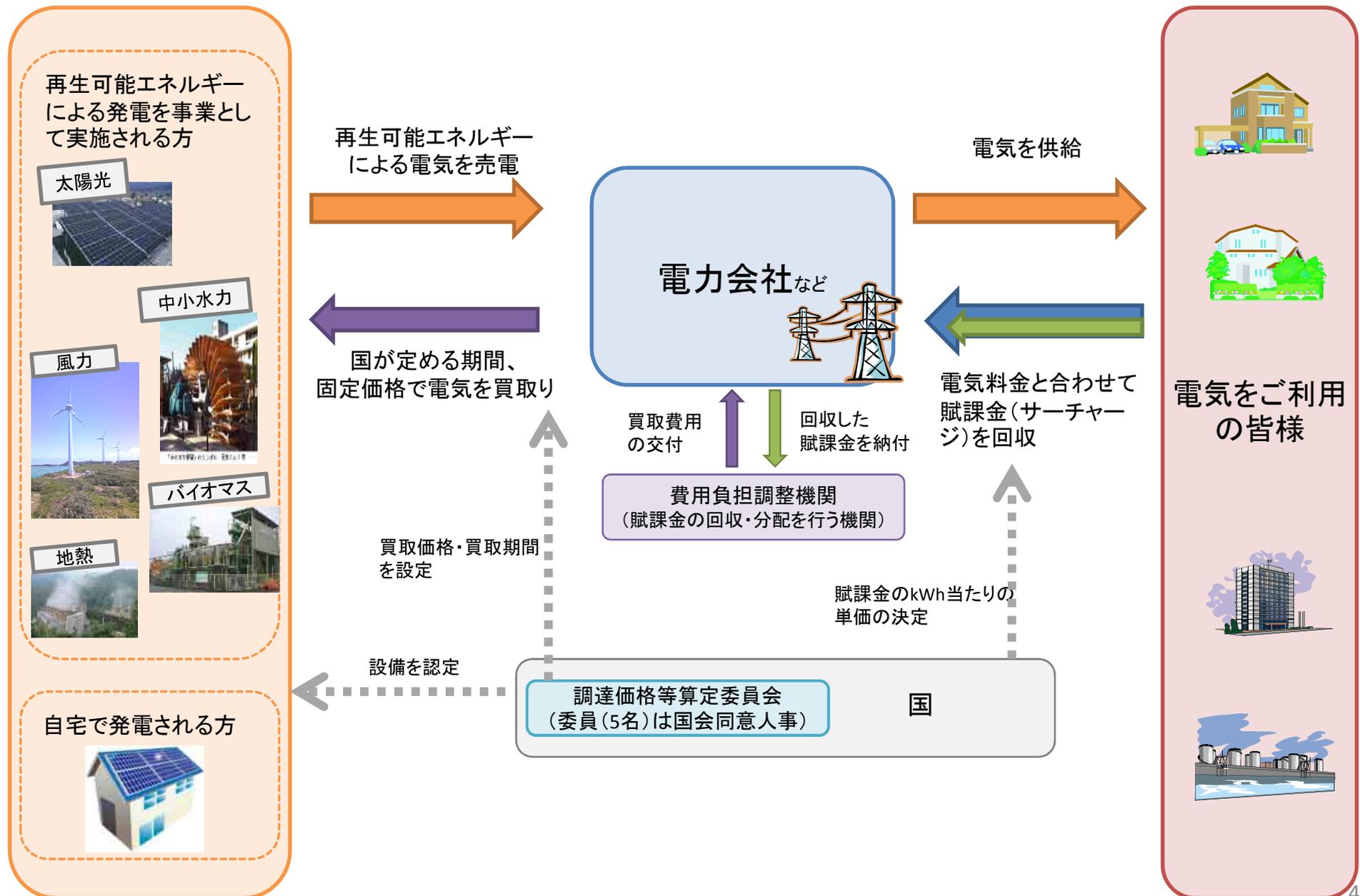
自宅で使う量を上回る発電をした場合、買取制度で売電できます。

賦課金は、太陽光を設置している・していないに関わらず電気の使用量に応じてご負担いただきます。



(注)太陽光発電の設備利用率12%、売電単価は42円/kWh、余剰比率6割、一月あたりの電気使用量が300kWhで7,000円とし、太陽光発電導入後もご家庭での電気使用量は300kWhで変わらないという仮定のもと、試算しています。賦課金は、再生可能エネルギーが相当程度普及が進んだ時点での単価(0.5円/kWh)を引用しています。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組みについて



- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の検討経緯は、以下のとおりです。

2009年11月～ 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム
(会合5回、ヒアリング6回開催)



2010年3月 制度のオプション案提示、ホームページ上において意見募集(～2010年5月、318件)
2010年4月～ 地域フォーラム開催(全国21カ所にて説明会、意見募集を実施)



2010年7月 「制度の大枠」発表
2010年10月～ 審議会(総合資源エネルギー調査会)での詳細設計の検討開始



2010年11月～ 再生可能エネルギーシンポジウム開催(全国9カ所)
2010年12月 詳細設計に関する報告書(案)を提示、パブリックコメント募集(～2011年1月、8840件)



2011年2月 「買取制度小委員会報告書」とりまとめ
2011年3月 法案閣議決定
2011年8月 法案可決成立(8月26日)

買取対象となる再生可能エネルギーについて

業務用

太陽光



地熱



中小水力



「水のまち野宮」のシンボル 元蔵くん1号

風力



バイオマス



- 太陽光、風力、中小水力(3万kW未満)、地熱、バイオマス(紙パルプ等の既存の用途に影響がないもの)の5種類。
- 認定設備を用いて、新たに発電を始める方。



買取対象は**発電量全量**

出典：資源エネルギー庁『日本のエネルギー2007』
新エネルギー財団『第11回新エネ大賞』等

家庭用

住宅用太陽光



- 住宅用太陽光発電等(10kW未満)
- 認定した設備を用いて発電される方

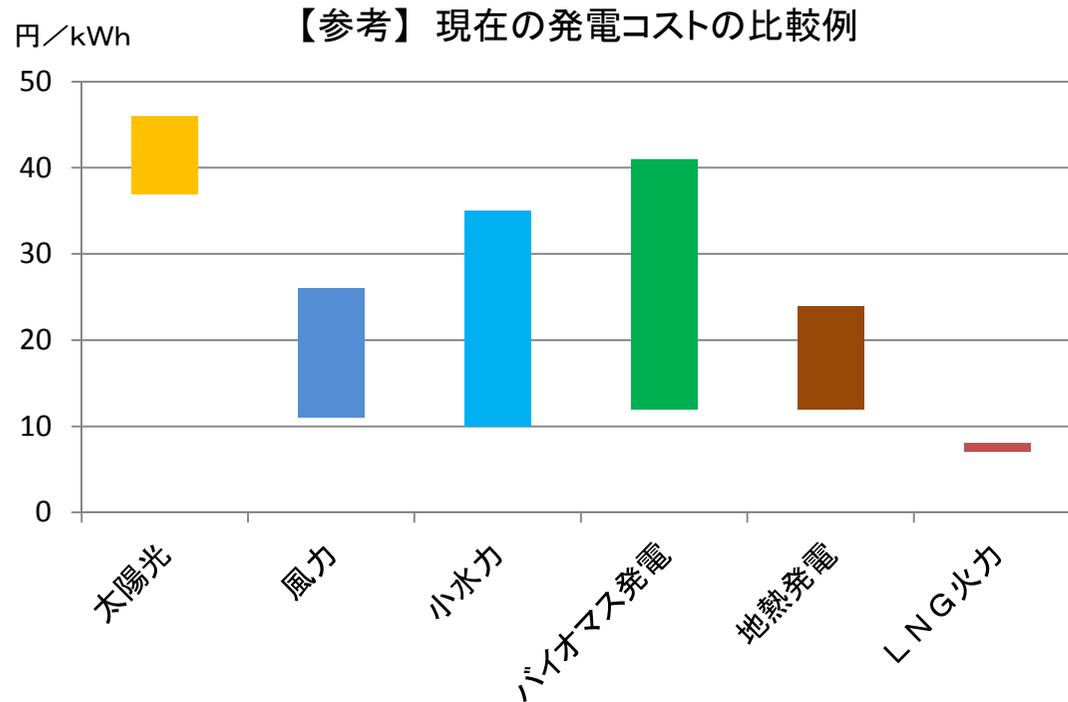
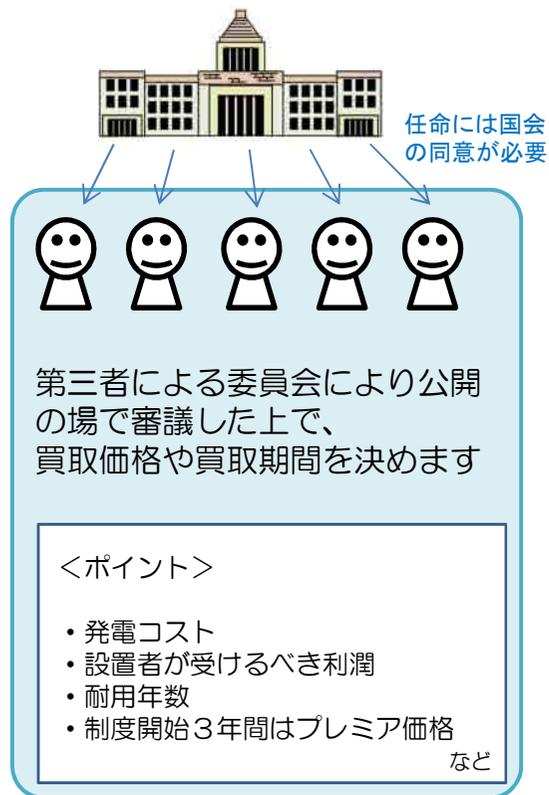


買取対象は**余剰電力**

- 現状の配線を変更する必要がなく、そのまま利用可能です。
- 節電するほど売電量が増えるので売電収入もアップします。

買取価格と買取期間について

- 再生可能エネルギーの種類、設置形態、規模に応じて、毎年、買取価格や買取期間が決められます。
- 具体的には、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき決定します。



(出典)
地 熱:地熱発電に関する研究会(平成21年6月)
LNG:電気事業分科会コスト等検討小委員会(平成16年1月)